

平成24年12月

◇ 年末年始を無災害で！！

「年末年始無災害運動」実施中

平成24年度 年末年始無災害運動標語

「あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始」

期間：平成24年12月15日から1月15日まで1か月間

「年末年始無災害運動」は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で実施しています。年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等非定常作業が多くなることから、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要です。

＜事業場が行う個別実施事項＞

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY(危険予知)活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- (14) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (15) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (16) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

※ <http://www.jisha.or.jp/campaign/musaigai/index.html>



◇ 「死亡・重大災害」をストップ！！

平成24年の死亡者数 11名です！！

めざせ死亡災害ゼロ 250日
77日 (12月11日現在)

※過去最長：平成22年9月17日～

平成23年10月19日までの398日間)

平成24年の労働災害発生状況

	平成24年	平成23年
製造業	③72	55
建設業	⑥53	①58
運輸交通業	①31	33
その他	①82	74
合計	⑩238	②220

※○数字は死亡災害(11月末日現在)

◇ 特定化学物質障害予防規則等の改正

インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物に係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成24年政令第241号)が平成24年9月20日に、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(平成24年厚生労働省令第143号)が平成24年10月1日に公布されました。これら改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます。一部の規定については、施行後も一定期間猶予されます。

※ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei48/index.html

◇ 必ずチェック 最低賃金

1 茨城県最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・699円(発効日：平成24年10月6日)

2 茨城県特定(産業別)最低賃金

①「鉄鋼業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・805円(発効日：平成24年12月31日)

②「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・789円(発効日：平成24年12月31日)

③「計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・782円(発効日：平成24年12月31日)

④「各種商品小売業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・756円(発効日：平成24年12月31日)

※最低賃金については、

茨城労働局労働基準部賃金室へご相談ください。(電話：029-224-6216)

※「鹿嶋労基署広報」のバックナンバーは茨城労働局のホームページに掲載しています。

アドレスは下記のとおりです。ぜひ、ご覧ください。

※ http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kashima.html